

災害時における他自治体等の応援職員及び要配慮者の 宿泊施設等の提供に関する協定を締結しました

堺市では、災害時に他自治体等から派遣される職員の宿泊場所を確保することを目的に、平成 30 年 6 月 4 日に堺ホテル協会と「災害時における宿泊の提供に関する協定」を締結しました。

しかし、令和 6 年能登半島地震において、応援職員の宿泊場所を十分に確保することができなかった状況を踏まえ、大規模災害時における受援体制を更に強化し、また高齢者や妊産婦等の要配慮者の避難先を確保するため、新たに市内 5 つの宿泊施設と「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」を締結しました。

本協定により、本市の受援体制の強化と被災者への支援体制の充実を図ります。

1 締結先・宿泊施設（客室数順）

締結先			宿泊施設
株式会社アゴーラホテルマネジメント大阪堺	総支配人	藤田 昌紀 氏	ドーセットバイアゴーラ大阪堺 (堺市堺区大浜北町 3-1-1)
株式会社山一	代表取締役社長	渡部 誠一 氏	臨海ホテル 北店 (堺市堺区出島浜通 6-2)
AB ホテル株式会社	代表取締役	沓名 一樹 氏	AB ホテル堺東 (堺市堺区中瓦町 2-3-26)
株式会社グリーンズ	代表取締役	村木 雄哉 氏	コンフォートホテル堺 (堺市堺区竜神橋町 1-5-1)
株式会社サンクリエイト	代表取締役	石関 久也 氏	サンホテル堺 (堺市西区浜寺石津町西 3-4-25)

2 締結日

令和 8 年 3 月 30 日（月）

3 主な内容

- （1）宿泊施設等の提供（宿泊に付随する入浴、食事及び車両の駐車を含む。）
- （2）発災時の施設及びライフラインの状況調査及び報告
- （3）施設の被災状況を本市ホームページ上に公表することの同意
- （4）平素から情報交換や本市が行う防災訓練への参加
- （5）その他、宿泊施設等の提供で必要と認められる事項

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：危機管理室 危機管理課 電 話：072-228-7605 ファックス：072-222-7339
----------------------------	---

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定

堺市（以下「甲」という。）と AB ホテル株式会社（以下「乙」という。）は、乙が所有又は運営する施設（以下「宿泊施設」という。）について、次のとおり災害時における宿泊施設等の提供に関する協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、堺市内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条 第 1 項第 1 号に規定する災害等（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙の所有する宿泊施設等の提供（可能な限り宿泊、宿泊に付随する入浴、食事及び車両の駐車等、一般宿泊者と同様のサービス提供を含む。以下同じ。）に関して必要な事項を定める。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時において必要が生じた場合は、乙に対し、以下の所有する宿泊施設等の提供を要請することができる。

宿 泊 施 設 名	所 在 地
AB ホテル堺東	堺市堺区中瓦町 2 丁 3 番 26 号

2 前項の規定による要請は、電子メールその他の情報伝達手段により要請を行うものとする。
なお、緊急を要する場合は、甲が身分を明らかにした上で口頭、電話により要請できるものとする。

（協力の実施）

第 3 条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、可能な限り甲に協力し、第 4 条に定める利用対象者の宿泊を受け入れるものとする。

2 乙は、前条の要請を受けたときは、次の事項について速やかに甲に報告するものとする。
なお、これらの事項は甲ホームページ上で情報を公開することに同意するものとする。

- (1) 連絡先（E-mail 及び施設電話番号）
- (2) 所有する宿泊施設の稼働状況（電気・ガス・水道・トイレ・インターネット等）
- (3) 宿泊の受け入れの可否
- (4) 空き状況その他甲が必要と認める内容

（利用対象者）

第 4 条 宿泊施設の利用対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 他の地方公共団体、防災関係機関及び民間団体等の応援職員等
- (2) 避難生活において何らかの特別な配慮を要する者及びその家族・介護者のうち、甲が認める者
- (3) 本市職員、その他甲が必要と認める者

（受入期間）

第 5 条 宿泊施設への受入期間は、乙が受入可能となった日から宿泊施設を利用する必要がなくなるまでの期間とし、その詳細については、前条第 1 号に定める者にあつては個別に、それ以外の者にあつては甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(守秘義務)

第6条 乙は、宿泊施設等の提供により知り得た個人情報を、法令で定められる場合を除き、第三者に提供してはならない。前条に規定する受入期間が終了した場合も、同様とする。

(宿泊費用)

第7条 宿泊費用は、平常時の適正な価格を原則とし、第4条の利用対象者のうち、第1号に定めるものは乙と利用対象者、第2号及び第3号に定めるものは甲乙協議の上、決定する。

2 宿泊費用の支払い方法は、前払いにより支払うものとする。

(損害)

第8条 宿泊施設等の提供に伴う損害等への対応については、宿泊施設の利用規約に基づき行うものとする。

(平常時の活動)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練（情報伝達訓練）への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、あらかじめ連絡責任者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協議)

第11条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の30日前までに、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定終了等何らかの意思表示をしない限り、この協定は、有効期間満了日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年3月30日

「甲」 住所 堺市堺区南瓦町3番1号
氏名 堺市
代表者 堺市長 永藤英機 印

「乙」 住所 愛知県安城市三河安城町一丁目9番地2
氏名 ABホテル株式会社
代表取締役 沓名一樹 印

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定

堺市（以下「甲」という。）と（各締結先）（以下「乙」という。）は、乙が所有又は運営する施設（以下「宿泊施設」という。）について、次のとおり災害時における宿泊施設等の提供に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、堺市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害等（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における、乙の所有する宿泊施設等の提供（可能な限り宿泊、宿泊に付随する入浴、食事及び車両の駐車等、一般宿泊者と同様のサービス提供を含む。以下同じ。）に関して必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において必要が生じた場合は、乙に対し、以下の所有する宿泊施設等の提供を要請することができる。

宿 泊 施 設 名	所 在 地
(各宿泊施設)	(各所在地)

2 前項の規定による要請は、口頭、電話、電子メールその他の情報伝達手段により要請を行うものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、可能な限り甲に協力し、第4条に定める利用対象者の宿泊を受け入れるものとする。

2 乙は、前条の要請を受けたときは、次の事項について速やかに甲に報告するものとする。なお、これらの事項は甲ホームページ上で情報を公開することに同意するものとする。

(1) 連絡先

(2) 所有する宿泊施設の稼働状況（電気・ガス・水道・トイレ・インターネット等）

(3) 宿泊の受け入れの可否

(4) 空き状況その他甲が必要と認める内容

（利用対象者）

第4条 宿泊施設の利用対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 他の地方公共団体、防災関係機関及び民間団体等の応援職員等

(2) 避難生活において何らかの特別な配慮を要する者及びその家族・介護者のうち、甲が認める者

(3) 本市職員、その他甲が必要と認める者

（受入期間）

第5条 宿泊施設への受入期間は、乙が受入可能となった日から宿泊施設を利用する必要がなくなるまでの期間とし、その詳細については、前条第1号に定める者にあつては個別に、それ以外の者にあつては甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(守秘義務)

第 6 条 乙は、宿泊施設等の提供により知り得た個人情報を、法令で定められる場合を除き、第三者に提供してはならない。前条に規定する受入期間が終了した場合も、同様とする。

(宿泊費用)

第 7 条 宿泊費用は、平常時の適正な価格を原則とする。

2 宿泊費用の支払い方法は、甲乙協議の上決定するものとする。

(損害)

第 8 条 宿泊施設等の提供に伴う損害等への対応については、宿泊施設の利用規約に基づき行うものとする。

(平常時の活動)

第 9 条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第 10 条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、あらかじめ連絡責任者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協議)

第 11 条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了日の 30 日前までに、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定終了等何らかの意思表示をしない限り、この協定は、有効期間満了日の翌日から 1 年間有効期間を延長するものとし、以後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 8 年 3 月 30 日

「甲」 住所 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
氏名 堺 市
代表者 堺市長 永藤英機 印

「乙」 住所 (各締結先)
氏名

印